

令和7年度厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的等

本事業は、町内での挑戦を促し、町を拠点に起業を目指す起業家人材を育成することで、地域での新規事業の立ち上げや新規雇用創出などを促進するとともに、先進的で継続的な事業や地域経済の循環効果を創出する事業への支援拡大により地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

本事業は大きく分けて4分野（令和7年度厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）第4項を参照）から構成されるが、それぞれを有機的に結び付け、相乗効果を発揮させることが有効であることから、一体的に事業を発注する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 令和7年度厚真町ローカルベンチャー等推進事業委託業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月20日（金）
- (4) 提案限度額 32,000,000円（税込）以内

※ 本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案時における限度額を示すものである。

3 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

事業の実施にあたっては、起業や経営等に関する専門的な知識や、参加者を育成・支援していくためのサポート体制に加え、高い情報発信能力や的確なマーケティング能力等が求められる。このことから、事業者から提案された企画等が、継続的に運営可能かを一定の基準で評価選定するプロポーザル方式で事業者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度厚真町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成24年12月12日訓令第22号）に該当しない者であること。
- (8) 本事業に類する事業を過去3年間に実施した者であること。

※ 本事業に類する事業であるか自ら判断できない場合、事前に下記7に記載のある質問書の受付及び回答の手順に従って確認すること。

5 本プロポーザル実施スケジュール予定

手続き等	期間等
過去の報告書の閲覧依頼書提出	令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）
質問の受付	令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）
企画提案書等の提出	令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）
1次審査（書面審査）	令和7年6月27日（金）
2次審査 （プレゼンテーション）	令和7年7月1日（火）予定 ※ 厚真町が指定した日時場所で開催。

6 資料配布

公募要領及びその他配布資料（下記7. に基づくものは除く。）については、厚真町公式ホームページにて公開する。

7 過去の報告書の閲覧方法

本事業に関連する過去の報告書の閲覧を希望する際は、参考資料送付依頼書を期日までに提出すること。ここに定めていない事項については「厚真町情報公開条例」に基づき処理するものとする。なお、上記4の参加資格に合致しない事業者からの依頼に対しては、資料は送付しない。

- （1）提出書類 参考資料閲覧依頼書（様式1）
- （2）提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）
- （3）提出方法 持参、郵送又は電子メール
- （4）閲覧方法 厚真町まちづくり推進課政策推進グループでの閲覧
- （5）閲覧日時 公募要領及びその他配布資料公開日から令和7年6月13日（金）までの閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで
- （6）提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町まちづくり推進課政策推進グループ
メールアドレス：seisaku@town.atsuma.lg.jp

8 質問の受付及び回答

- （1）提出書類 プロポーザルに関する質問書（様式2）
- （2）提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）
- （3）提出方法 持参、郵送又は電子メール
- （4）回答方法 提出された質問は参加申込者全員に電子メール又はホームページ公開にて回答。
- （5）提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町まちづくり推進課政策推進グループ
メールアドレス：seisaku@town.atsuma.lg.jp

9 企画提案書等の提出

- （1）提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式3）
 - ② 企画提案書
- 任意様式とするが、下記の項目は必ず記載し、仕様書等の内容を踏まえて作

成すること。

- ア．各分野に関する具体的な提案
- イ．その他独自の提案
- ウ．業務スケジュール

- ③ 業務実績（様式４）
- ④ 実施体制（様式５）
- ⑤ 見積書

任意様式とするが、金額は消費税込の金額とし、積算根拠を明確にすること。

なお、金額は審査基準に含めないこととするが、提案限度額を超えている場合は失格となるため留意すること。

- ⑥法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことを示す証明書

- (2) 提出期限 令和７年６月２５日（水）午後５時まで（必着）
- (3) 提出部数 正本１部及び電子データ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (5) 提出先 〒０５９－１６９２ 勇払郡厚真町京町１２０番地
厚真町まちづくり推進課政策推進グループ
メールアドレス：seisaku@town.atsuma.lg.jp

10 評価基準及び選考方法

企画提案書に対し、厚真町起業家人材育成事業に係る業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、評価基準に基づき総合的に審査する。

１次審査の後、２次審査を実施し、評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行うこととする。

- (1) 審査基準 別表「評価基準」のとおり
- (2) １次審査（書類選考）

評価基準に基づき、上位３社を選考し、２次審査の案内を通知する。

- (3) ２次審査（プレゼンテーション）

１次審査通過者によるプレゼンテーションにより、選考委員会で選考する。

- ①実施日及び会場

令和７年７月１日（火）別途通知する場所（２次審査の案内の際に通知）

- ②プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明４０分、質疑応答３０分を参加者ごとに行う。出席者は３名以内とし、別紙実施体制（様式３）に記入の業務責任者もしくは担当者となる方が必ず１名出席すること。

なお、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡すること。

- (4) 審査結果の発表

審査結果は、審査後１週間以内に各参加者に対して通知する。

なお、審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けない。

11 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、厚真町が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。

- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。
- (6) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 企画書を作成するにあたり閲覧もしくは入手した本業務の参考資料について、本業務の企画書を作成する以外の目的に使用しないこととし、一切の複製を禁ずる。

12 お問い合わせ先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

電話番号：0145-27-3179

メールアドレス：seisaku@town.atsuma.lg.jp

評価基準

評価項目			評価の視点	配点
事業者 (1次審査)	業務実績	業務の受注実績	過去3年以内の類似業務の実績	5
	業務実施体制	実施体制	業務を遂行するための実施体制、担当分野(役割分担)、バックアップ体制がある	5
		業務責任者・担当者	当該分野の業務に係る経験年数・スキルがある※10年以上で実務経験豊富者とする	5
		実施主体	事業体が厚真に所在しているもしくは、町内事業者との連携した事業実施体制が出来ている	5
	小 計			20
企画提案 (2次審査)	事業全体の理解度	事業全体の理解度	町の地域性や課題を踏まえた提案となっている	5
			事業の趣旨・目的を適切に理解している	5
	提案内容の妥当性・実現性・独自性 実施体制	ローカルベンチャースクール(以下「LVS」という。)運営及びローカルベンチャー育成事業	提案が仕様書の要件を的確に満たしている ①人材発掘及びPR業務 ②LVSの企画・実施 ③エントリー者へのフォローアップ支援 ④事業計画作成支援及び採択者の選考 ⑤LVS採択者等に対する継続的支援	5
			実施体制・スケジュールが適切かつ現実的である ・担当者の明確化、チームが組織化されている ・専門性やスキルが十分である ・十分な人材が確保されている	5
			令和7年度事業終了後も継続的に波及効果が見込める ・LVSのPR及び実施が今年度だけでなく次年度以降の継続も意識した内容である ・起業家・起業候補者への支援が将来につながるものである	5
		ローカルベンチャープラットフォーム形成事業	提案が仕様書の要件を的確に満たしている ①挑戦・起業文化及び応援・支援の町民の意識醸成・関心喚起に関する取り組みを行う ②町職員のスキルアップ支援を実施する ③地域を題材とした研究者への支援を設計する ④コミュニティづくりと交流促進に資する取組を行う ⑤町民・イベント参加者ヒアリングを実施する	5

			実施体制・スケジュールが適切かつ現実的である ・担当者の明確化、チームが組織化されている ・専門性やスキルが十分である ・十分な人材が確保されている	5
			令和 7 年度事業終了後も継続的に波及効果が見込める ・地域にプラスの連鎖が見込める ・研修・イベント等の実施が将来につながる内容である	5
		情報発信事業	提案が仕様書の要件を的確に満たしている ①情報発信の戦略が立てられる ②情報発信メディアの構成整理と再構築が実施される ③コンテンツ制作・発信がされる ④効果測定・分析・報告が行われる	5
			実施体制・スケジュールが適切かつ現実的である ・担当者の明確化、チームが組織化されている ・専門性やスキルが十分である ・十分な人材が確保されている	5
			令和 7 年度事業終了後も継続的に波及効果が見込まれる ・地域にプラスの連鎖が見込まれる ・発信した内容が(1)(2)の事業の KPI を押し上げる等よい成果がある	5
		次年度に向けた企画提案事業	次年度以降に向けた提案がある ・単年度では解決できない中長期的視点に立った課題が抽出・分析されている ・継続的な取り組みとしての提案が示されている	5
		その他	独自の提案事業がある ・地域課題・地域特性に対して効果的である	5
	総合評価	全体的な構成	費用対効果が見込める、熱意や地域への配慮がある	15
	小 計			80
	合 計			100